

19年度の大きな支出



①町営住宅建替工事
8億9,049万円



②水道会計への出資等
5億9,737万円



③公共下水道特別会計繰出金
5億4,599万円



④広域消防負担金
3億9,300万円



⑤中牟田小学校給食棟工事
3億7,655万円



⑥篠隈保育所改築工事
3億6,305万円



⑦サン・ポート負担金
3億4,731万円



⑧国保特別会計繰出金
3億0,458万円

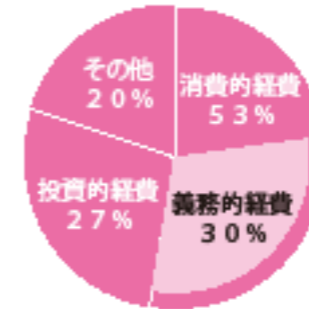
支出

一般会計 137億0,935万円

支出（歳出）総額は、前年度から22.5億円、19.6%増えました。歳入差引から20年度に繰り越す財源を除いて2.6億円の黒字決算となりました。

性質別に見ると、消費的経費が全体の52.7%（対前年度3.7億円増）、そのうち人件費・扶助費・公債費の義務的経費が41億円（29.9%）、一方、投資的経費は37.7億円で全体の27.5%（対前年度11.7億円増）となりました。

主な要因としては、人件費が1.8億円の減に対して、普通建設事業費12.4億円、積立金5.8億円、補助費3.6億円、上下水道特別会計への繰出金1億円など、ほぼ全ての経費が増えていることなどが挙げられます。



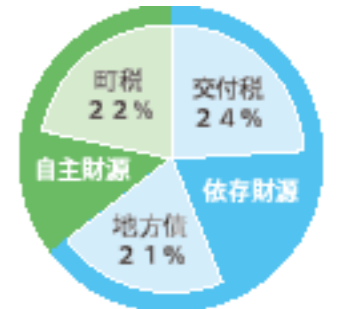
収入

一般会計 139億8,452万円

町の一般会計の収入（歳入）総額は、前年度と比べて22.3億円、19.0%増加しました。

内訳としては、地方交付税や国・県の補助金、地方債などの依存財源が全体の64.5%（対前年度13.0億円増）、町でまかなう自主財源が35.5%（対前年度9.2億円増）で、前年度（34.7%）よりも自主財源の割合が増えています。

主な要因としては、所得税から住民税への税源移譲による町税の増や、基金取り崩しによる繰入金、町民夜須グラウンドの防衛省への売却による財産収入の増、町営住宅や昭和カンツリーエレベータの建設に対する国・県の補助金の増、地方債発行額の増などが挙げられます。



財政特集

筑前町の財政は大丈夫？

①平成19年度決算

借金

全会計残高 312億9,049万円

町が事業を行うための借金を「地方債」といいます。19年度に新たに借り入れた地方債は、約42億円で、残高は前年度末に比べて26億円増え、312億9千万円となりました。県内では多い方から20番目です。これを住民1人あたりに換算すると、約107万円になります（18年度は約98万円）。

増え続けている借金ですが、主な要因としては、上下水道、学校施設・町営住宅の建て替えの集中、オンライン事業などが挙げられます。

現時点での試算では、残高のピークが平成23年度、返済額のピークが27年度となっています。

「貯金があるのに、なぜ借金するのか？」こんな疑問がありませんか？

一番大きな理由として「交付税措置」というものがあります。地方債は個人の借金と違い、借りた種類によって違いはありますが、返済した借金の一部が交付税として町に戻ってきます。全額自前の資金で事業を行うより

もはるかにメリットがあります。

例えば、「合併特例債」、これは合併団体だけに認められた借金で、その年度に返済した元金と利息の70%が交付税として国から町へ交付されます。これが「交付税措置」です。

次に、「平準化」という理由が挙げられます。「平準化」というのは、毎年度の負担（借金返済額）はできる限り一定にしようという考え方です。

例えば、道路を新しく作った場合、その道路を使うのは今の世代だけではありません。工事費など建設時に集中する負担を借金でまかない、今と将来の世代が負うことで世代間の公平さを確保します。

貯金（基金）に関しては、その多くは、公共施設の老朽化による建て替えなどの将来のため、また、予算不足や災害など不測の事態に備えるためのものです。貯金と借金、どちらも同じ「お金」ですが、「目的」が違うため、単純に「貯金があるから、借金しない」とはならないのです。

貯金

全会計残高 73億4,950万円

町の貯金（基金）は、特定の目的のために法律や条例に基づいて設置されます。

19年度は、子ども未来基金を新設し、全部で14の基金となりました。また、約8.4億円を積み立て、4.2億円を取り崩したため、現在高は前年度より約4.2億円増え73.5億円となりました。県内では多い方から15番目です。19年度末人口（29,245人）で計算すると住民1人当たり約25万円になります（前年度は約24万円）。

なお、積立金の中には、昨年度初めて発行した住民参加型市場公募債「ちくぜん未来債」（発行額1億円・5年満期一括償還）の元金返済のための積立2千万円も含まれています。



特別会計

全会計が黒字決算

特定の事業を行うために一般会計と区分して設置される特別会計は全7会計とも黒字決算となりました。ただしこれは、一般会計からの繰入金があるからであり（住宅特会以外）、完全な独立採算ではありません。

平成20年度からは、「後期高齢者医療特別会計」と「工業用地造成事業特別会計」が新たに設立されています。

特別会計名	歳入	歳入歳出差引
国民健康保険事業	34億2,275万円	1億0,564万円
老人保健事業	31億0,478万円	5,610万円
住宅新築資金等貸付事業	3,289万円	510万円
農業集落排水事業	1億5,466万円	14万円
公共下水道事業	28億8,524万円	138万円
簡易水道事業	137万円	32万円
水道事業	9億7,387万円	874万円

※ここで使っている金額・数値は表示単位未満を四捨五入しています。

健全化判断比率・資金不足比率

		H19 算定値	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	①実質赤字比率	—	14.06	20.00
	②連結実質赤字比率	—	19.06	40.00
	③実質公債費比率	12.2	25.0	35.0
	④将来負担比率	128.5	350.0	

		H19 算定値	経営健全化基準	※実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率については全て赤字がないため、該当なし(「—」と表示)となります。
⑤資金不足比率	公営企業特別会計名			
	水道事業特別会計	—	20.0	
	簡易水道事業特別会計	—		
	公共下水道事業特別会計	—		
農業集落排水事業特別会計	—			

自治体の新たな財政指標

北海道夕張市の財政破綻を契機に、「財政の健全化に関する法律」が施行され、19年度決算から、自治体財政の健全度を表す比率として、自治体の「健全化判断比率」と自治体を持つ公営企業の「資金不足比率」が新たに算定・公表されることになりました。

健全化判断比率は、「**実質赤字比率**」、「**連結実質赤字比率**」、「**実質公債費比率**」、「**将来負担比率**」の4つの指標で構成されます。この4つの比率が1つでも早期健全化基準を超えると、「**早期健全化団体**」となり、「財政健全化計画」策定の義務化、新たな地方債発行制限などのペナルティが課せられます。なお、将来負担比率以外の比率が財政再生基準を超えた場合は、国の管理下で再建に取り組む「**財政再生団体**」となり、さらに厳しい内容となります。

19年度の比率はいずれも早期健全化基準を下回っており、筑前町の財政は健全であると言えます。

また町の公営企業(水道・公共下水・農業集落排水・簡易水道)の資金不足比率も該当なしとなりました。

各比率が表すもの

①**実質赤字比率**【対象会計：普通会計(一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計)】

福祉や教育、まちづくりなどを行う普通会計の赤字額の程度を表し、財政運営の深刻度を示します。

②**連結実質赤字比率**【対象会計：一般会計と全特別会計(住宅・国保・老保・公共下水・農集排・簡水・水道)】

自治体を持つ全ての会計の赤字と黒字を合算(連結)した場合の赤字額の程度を表し、全体の運営の深刻度を示します。

③実質公債費比率

19年度に支出した一般会計の公債費だけでなく、特別会計の公債費に対して一般会計から繰り出す経費(繰出金)や、近隣市町村との一部事務組合(例：ごみ処理施設「サン・ポート」)の公債費に対する負担金など、公債費と同様の支出も加算した実質的な公債費を指標化し、資金繰りの危険度を示します。

この比率が高まると、多重債務団体とみなされ、新たな地方債の発行が認められなかったり、返済に充てるための経費増加で、ほかのことに使う財源が不足することになり、赤字に転落する可能性が出てきたりします。

④将来負担比率

20年度以降の一般会計の公債費や、特別会計の公債費への繰出金、一部事務組合の公債費の町負担分、退職金など、筑前町が将来的に負担しなければならない額(将来負担額)から、それに充てることができる見込める基金や交付税など(充当可能財源)を差し引いた残りの負担が一般会計の標準的な年間収入の何年分かに当たるかを示します。この比率が高い場合、将来こうした負担を実際に支払っていかねばならないため、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題があります。

⑤資金不足比率

筑前町が持つ公営企業ごとの資金不足を算定し、経営状況の深刻度を示します。なお、経営健全化基準を超えると「経営健全化計画」の策定が義務付けられます。

全国・県内の状況

総務省の公表では、19年度決算における財政再生団体は2市1村、早期健全化団体は40市町村で、県内市町村では該当なしとなりました。

財政力

財政基盤弱く、国に依存
企業誘致などの強化策を

国のルールで算定方法が決められている自治体の基本的な収入(基準財政収入額)の、基本的な支出(基準財政需要額)に対する割合を「財政力指数」といいます。19年度の財政力指数は**0.52**で18年度よりも0.01上がりました。この値は1に近づくほど財源に余裕があるということができ、1を超えると普通交付税の不交付団体となります(県内は苅田町のみ)。

筑前町と同じ人口規模・産業構造の自治体(類似団体)の18年度の平均は0.69ですので、まだまだ財政基盤は弱く、国に依存している状態です。財政力を上げるには企業誘致などの財政基盤強化が必要です。



四三嶋地区に造成中の工業用地

経常収支

一定の削減効果はあるが
さらなる経費削減が必要

毎年必ずかかる人件費や公共施設の維持管理費(物件費)、借金返済(公債費)などの経費(経常経費)と、町税や普通交付税などを中心とする収入(経常一般財源収入)を比較した指数を「経常収支比率」といいます。

この数値が高くなるほど町独自の施策を行うための財源に余裕がなくなることを示し、一般的には80%を超えないことが望ましい状態とされています。

19年度の経常収支比率は**92.8%**で、18年度より0.5%下がりました。主な要因としては、税源移譲による町税の増や、議員定数の減(28人→18人)や退職職員の不補充による人件費の減が挙げられます。

しかし、依然として財源に余裕はなく、今後物件費や公債費が増えていくことが見込まれることから、さらに経費削減や収納率向上に努めなければなりません。

県内の状況 (経常収支比率)	
80%台	8団体
90%台	43団体
100%超	15団体

② 指標で見る財政状況

自己分析

県内状況との比較と
今後の見込み

県内市町村(66団体)の単純平均と比べた場合、経常収支比率95.5%(筑前町92.8%)、財政力指数0.52(筑前町0.52)、実質公債費比率12.5%(筑前町12.2%)と、相対的に見れば財政状況は決して悪くありません。

一方、気になるのは将来負担比率です。県の平均は74.1%なのに対し、筑前町は平均よりも高い128.5%で、県内で15番目に高くなっています。

要因は、現在の借金残高が多いということに尽きますが、見方を変えればそれだけ事業をしている、できているということも言えます。例えば、県内でも大きな問題となっている小中学校舎の耐震化ですが、筑前町は平成22年度には全て完了します。また、環境衛生の面でも現在工事を行っている上下水道が平成26年度には完了します。

こういった財政指標は今後、徐々に悪化することが予想されますが、暮らしを向上させるインフラ整備とそれに伴う負担、このバランスをうまく取りながら、財政不健全団体とならないよう行政運営を行っていきます。

収納率

町の貴重な自主財源
滞納は許されません

行政運営を行っていく上で、貴重な自主財源である町税や使用料などの、19年度の収納率*については、全体で**97.5%**(現年分)となりました。

自主財源の中で最も額の大きい町税(約30億円)の収納率については、収納対策本部50人体制の職員

19年度の 主な滞納額(現年分)	
町民税	2,143万円
固定資産税	2,811万円
軽自動車税	142万円
保育料	67万円
住宅使用料	348万円
国民健康保険税	3,581万円
住宅新築資金等貸付金	1,065万円
農業集落排水使用料	105万円
公共下水道使用料	547万円

*町税・分担金・負担金・国民健康保険税・使用料・貸付金・水道加入金の合算で計算しています。